

第83号議案

指定管理者の指定の件（神戸ファッション美術館）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和4年11月28日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

神戸ファッション美術館

2 指定管理者

神戸市中央区東川崎町1丁目5番7号

神戸新聞地域創造・神戸新聞事業社共同事業体

代表者 株式会社神戸新聞地域創造

代表取締役 西海 恵都子

3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

理 由

神戸ファッション美術館の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

## 第 83 議案関連資料

### 神戸ファッション美術館の指定管理者の指定について

#### 1. 公の施設の名称

神戸ファッション美術館

#### 2. 指定管理者

神戸新聞地域創造・神戸新聞事業社共同事業体

(構成団体：株式会社神戸新聞地域創造、株式会社神戸新聞事業者)

代表者 株式会社神戸新聞地域創造 代表取締役 西海 恵都子

住 所 神戸市中央区川崎町1丁目5番7号

#### 3. 指定期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日

#### 4. 債務負担行為

期間：令和4年度～令和9年度 限度額：1373,000千円

#### 5. 令和5年度予定額

274,491千円（令和4年度指定管理料 274,491千円）

#### 6. 選定までのスケジュール

応募要領配布期間	令和4年6月14日（火曜）～6月28日（火曜）
現地説明会	令和4年7月14日（木曜）
質疑受付期間	令和4年7月15日（金曜）～7月22日（金曜）
提案書類受付期間	令和4年8月19日（金曜）～9月2日（金曜）
指定管理者候補者選定委員会	令和4年10月7日（金曜）

#### 7. 選定理由

神戸ファッション美術館については、1団体から提案をいただいた。経済観光局指定管理者候補者選定委員会において、提案図書等について、団体の概要、運営上の基本方針、事業内容、管理運営体制、収支予算を、選定基準に基づいて総合的に評価し、選考を行った。

その結果、これまでの運営実績を踏まえた安定した施設運営と更なる施設活性化が期待できるとともに、企業グループのネットワークを活用したプロモーションや産学連携・地域連携により、施設の利用促進や集客力向上が期待できるため、候補者として選定した。

## 8. 主な提案内容

- ・「衣・食・住・遊」の「ファッション」をテーマにした、多彩な特別展の候補案を提示。年間入館者数10万人を目標として、施設の活性化と収入の安定化を図る。
- ・神戸新聞グループの特性を活かし、新聞、テレビ広告等の広報媒体やSNSを有効活用し、効果的なプロモーションを実施する。
- ・神戸新聞グループが連携している大学や団体と相互交流を進める。地域の発展・活性化への貢献を目的とする「神戸新聞 LEADERS 倶楽部」に加盟している企業へ働きかけて、新たなネットワークを構築し、産学連携・地域連携強化を図る。

## 9. 評価項目・評価結果

評価項目	配点	候補者得点
応募者に関する項目	15点	11点
事業運営に関する項目	55点	43.68点
施設の管理運営に関する計画	10点	8.35点
収支予算書に関する事項	10点	7.34点
地域経済の活性化に関する項目	10点	8.67点
合 計	100点	79.04点
(現指定管理者の管理運営評価に対する評価結果に基づく加算減算)	-	2.37点
総得点	-	81.41点

〔施設の概要〕

1. 設立趣旨

ファッションに関する産業及び文化の振興を図るため、人材育成、情報発信、集客等の機能を備えたファッションに係る振興の拠点として設置した。

2. 所在地

神戸市東灘区向洋町中2丁目9番地の1

3. 開設時期

平成9年4月25日

4. 規模構造

神戸ファッションプラザ（複合建築物）（鉄骨・鉄筋コンクリート造ステンレス鋼板葺・陸屋根地上2階付19階建て）の1階から7階の一部を区分所有

敷地面積：15,963.30 m<sup>2</sup>

延床面積：91,501.94 m<sup>2</sup>のうち12,128.24 m<sup>2</sup>

主要施設：展示室、ライブラリー、ファッション資料室、セミナー室、ギャラリー、ホール、ロビーその他の便益施設 他

5. 開館時間

(1) 展示室、ライブラリー、ファッション資料室、ギャラリー並びにこれらに付属するロビーその他の便益施設

午前10時から午後6時まで

(2) セミナー室及びホール並びにこれらに付属するロビーその他の便益施設

午前9時から午後9時まで

6. 休館日

(1) 展示室、ライブラリー、ファッション資料室、セミナー室及びギャラリー並びにこれらに付属するロビーその他便益施設

①12月29日から翌年の1月3日までの日

②月曜日（当該期日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の日のうち休日に当たらない最初の日）

③前2号に挙げるもののほか、指定管理者が特に必要であると認める日

※ ただし、指定管理者は美術館の管理運営上、特に必要であると認めるときは、①及び②の規定にかかわらず、これらの日に開館することができる。

(2) ホールについては、指定管理者が施設の管理運営上特に必要であると認める日